

第4章 ビジョンの達成のための戦略

第2章で示した現状と課題、第3章で示した持続可能な循環型社会を実現するための具体的課題を踏まえ、これらの課題を解決するための戦略を示せば、下表のとおりである。

戦略項目	左の実施主体
(1) 物質循環の推進のための戦略	
<p><u>ア 全ての社会活動における物質循環フローを把握する。</u></p> <p>イ 環境効率の意義を周知するとともに、指標の共通化を図る。 環境効率の向上を目的とした事業活動に努める。</p> <p>ウ 有機性未利用資源の有効利用を促進する</p> <p><u>エ 広域リサイクル拠点の整備を推進する。</u></p> <p>オ 持続可能な社会の実現を目指した新規技術の開発を行う。</p> <p>カ 優良な処理業者に係る情報提供（格付け等）を行う。</p> <p>キ 廃棄物処理業の許可に係る規制緩和（許可期限延長等）を行う。</p> <p>ク 廃棄物処理法及び関係法に係る手続きのワンストップサービス化を図る。</p> <p>ケ 循環に配慮した心豊かなライフスタイルを実現する。</p> <p>コ 市町ごとにばらつきのある家庭ごみの分別ルールを共通化する。 市町等の定めるルールに従い、分別排出を徹底する。</p> <p>サ できるだけごみを発生させないような暮らしを行う。</p> <p>シ ごみ減量化、再資源化を推進する店舗等を指定し、公表する。</p> <p>ス 販売時において、製品への環境配慮事項を消費者に伝達する。</p> <p>セ 消費活動やオフィス活動においてグリーン購入に努める。 公共工事等において、再生製品の積極的な使用に努める。</p>	<p>県、市町、全事業者</p> <p>県、国</p> <p>全事業者</p> <p>事業者（農林水産、食品製造等）</p> <p>事業者、県</p> <p>事業者（製造、処理）</p> <p>国、県</p> <p>国、県、事業者（処理）</p> <p>国</p> <p>国、県</p> <p>県民</p> <p>県、市町</p> <p>県民、</p> <p>県民</p> <p>事業者、県民、市町</p> <p>事業者（販売）</p> <p>県民、全事業者</p> <p>国、県、市町</p>
(2) 環境負荷の低減とリスク管理のための戦略	
<p>ア 有害物質を使用しない製品づくり、発生させない製造工程を推進するとともに、有害物質を含む製品等の回収に努める。</p> <p><u>イ 広域的かつ公共関与による適正処理を推進する。</u></p> <p>ウ 排出事業者責任を徹底し、不法投棄等の未然防止に努める。</p> <p>エ 行政と県民とが一体となった不法投棄等監視システムを築く。 不法投棄物の迅速な撤去のためのシステムを築く</p>	<p>事業者（製造）</p> <p>県</p> <p>事業者（製造、処理）</p> <p>県、市町、県民</p>

戦 略 項 目	左の実施主体
オ PCB等の適正な処理を推進する。	国、県、事業者
(3) あらゆる主体の参画と協働のための戦略	
<u>ア 県民と行政の情報交流、事業者情報の自主的公開を進める。</u> イ 行政や事業者の公開する情報を受け手側に理解しやすいよう加工する。 ウ リスクコミュニケーションの推進を図り、紛争の解決を図る。 エ 学校教育において、環境学習の機会と場を確保する。 社会教育において、環境学習の機会と場を確保する。 オ NPOの活動基盤を強化する。	県、県民、事業者 県民 市町、事業者、県民 県、市町、県民 国、県
(4) 新たな仕組みづくりのための戦略	
ア 再生利用事業者指定制度等の既存制度を積極的に活用する。 イ 廃棄物の定義や、一廃産廃の区分の見直しを求める。 ウ 一般廃棄物処理事業における民間活力の活用を図る。 <u>エ ごみ処理の従量料金制の推進を図る。</u> オ 経済的手法として、地方環境税やデポジット制度等の導入を進める。 カ 拡大生産者責任を取り入れた既存の法律（容器包装リサイクル法・家電リサイクル法）による取組を徹底する。	国、県、事業者 国、県 市町、事業者 市町、県 国、県、市町、事業者 国、県、事業者

表中下線を付しているのは、重点的に取り組む戦略である。

1 県として重点的に取り組む戦略

上記項目のうち、県として特に重点的取り組むべき5項目の戦略を示せば次のとおりとなる。

重点戦略 1	全ての社会活動における物質循環フローを把握する
--------	-------------------------

環境効率（製品やサービスを提供するにあたっての環境への負荷を示す比率）を向上させるにあたっては、まず現在の製品の製造やサービスの提供を通じた物質の流れがどうなっているかを把握し、対策を立てていかなければならない。しかし、現状では、廃棄物の排出量と処理状況についてのデータはあるが、経済社会全体での物の流れを把握できるデータが揃っていないため、効果的な対策が立てられないし、新規の静脈産業が育ちにくいという状況がある。

このため、循環型社会の構築に向けた基礎資料として、生産から流通、消費、再生の各段階を通じた（すなわち、経済社会の動脈から静脈への流れを通じた）

全体の物質の流れを把握することが必須となる。

具体的な取組にあっては、対象とする物質の特定や基礎データの取得手順等を定める必要があることから、市町や事業者の協力を求めながら、まず、調査のあり方を検討していくこととする。

次に、取りまとめられた物質循環フローを基礎として、物質使用量の削減やリユース、リサイクルの将来的な到達時期や目標を示した「物質循環計画」の策定へとつなげていく。このことにより、将来の静脈産業の規模やあり方が明確となり、計画的なリサイクル施設等の立地が推進される。

重点戦略 2

広域リサイクル拠点の整備を推進する

持続可能な循環型社会の実現のためには、社会システムの整備はもとより、実際の処理を行う施設が確保されていることが必要である。しかしながら、個々の事業者では用地の確保が困難であったり、事業リスクが大きく、施設整備が進みにくいという問題点がある。

このため、瀬戸内沿岸等の既存の工場地域等において、複数の施設の連携による広域的なリサイクル拠点整備計画を策定し、循環型社会に必要な受け皿施設の立地を図ることとする。こうした広域的な施設整備を図ることの長所は、施設間で副産物やエネルギーの相互利用が図られ環境効率が高くなること、既存の施設や人材といったインフラを最大限活用しコストの低減を図れること等である。

その実施にあたっては、民間企業による自主的な取組を促進するため、学識経験者等からなる検討委員会と公募方式による研究会を立ち上げ、事業化に向けた検討を進めていく。

広域リサイクル拠点整備協議会の概要

同協議会は、学識経験者や事業者、市町の代表者からなる検討委員会と公募企業等による研究会から組織される。

1) 検討委員会

学識経験者（3名）、県下の主要企業の代表者（6名）、近畿経済産業局、県、関係市町等（8名）から組織し、研究会の対象とする事業、研究会の研究成果の評価等を行い、広域リサイクル拠点整備の可能性調査を行う。

検討委員会は、（財）兵庫県環境クリエイティブセンターが事務局として運営する。

2) 研究会

上記検討委員会での検討内容に基づいて、広く民間企業から公募し、研究会を立ち上げる。研究会では事業化に係わる条件調査等を行い、具体的な事業化方策を検討する。

現在、次の9研究会が設置されている。

- ・建設廃棄物リサイクル研究会
- ・食品リサイクル研究会
- ・廃プラスチックリサイクル研究会
- ・廃プラスチックガス化リサイクル研究会
- ・適正処理リサイクル研究会
- ・PCB処理研究会
- ・ELVリサイクル研究会
(注：ELV：End of Life Vehicle)
- ・複合廃棄物リサイクル研究会
- ・OAリサイクル研究会

重点戦略 3

広域的かつ公共関与による適正処理を推進する

〔公共関与の必要性〕

廃棄物処理法では、産業廃棄物については排出事業者が処理責任を有しており、一般廃棄物については市町が処理責任を有しつつも、近年の処理技術の高度化への対応や事業の効率化を図る観点から、PFI事業の導入等民間事業者の関与の程度が高くなってきている。このように、産業廃棄物、一般廃棄物の別を問わず、民間事業者の果たすべき役割は近年大きくなってきている。

しかしながら、一方で、埋立処分や有害性の高い物質の処理を行う場合には、処分場跡地の永続的な管理や環境データの幅広い情報公開等が求められる場合が多く、民間による事業化が困難である場合もあり、公共セクターの積極的な関与による事業化が必要となる。

〔広域的な適正処理の必要性〕

また、廃棄物の処理にあたっては、一般的にはその発生源に近い場所での処理を行うほうが効率的であるが、その発生量や処理困難性を考慮すれば、個々の市町や事業者が単独で処理を行うことが困難である場合もある。このような場合には、広域化を図り、一定量をまとめて処理を行うほうが、コスト面でも効率的であり、環境保全上も適切な処理を行うことができる。

〔広域的かつ公共関与による適正処理〕

こうした状況に鑑み、下記に例示するような、個々の市町や事業者では処理困難で、かつ処理の信頼性等が求められる場合にあっては、広域的かつ公共関与による処理を推進していくこととする。

- ・焼却飛灰（ばいじん）等、発生量が少量で有害性のあるものは、個々の市町や事業者では適正かつ効率的な処理が困難である。
- ・土地利用が高度化した都市部では、個々の市町や事業者では、最終処分場の

確保が困難である。

- ・現在の技術面及びコスト面で再資源化がなされない廃棄物を、将来の資源的利用に備えて貯蔵するという役割も期待される。

なお、県下におけるこのような公共関与の事例は、以下のとおりである。

(財)兵庫県環境クリエイトセンター

設立：昭和50年 兵庫県阪神環境事業公社として設立

平成7年 現組織に改組

(同年、廃棄物処理法の「廃棄物処理センター^{*1}」として指定
(全国で8番目))

事業：網干最終処分場事業(完了)

但馬最終処分場事業(建設中)

ばいじん・焼却灰溶融処理事業

その他普及啓発事業等

大阪湾広域臨海環境整備センター

設立：昭和57年 広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)

に基づき設立

事業：近畿2府4県の大阪湾圏域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の海面埋立による最終処分場事業を実施。

現在、尼崎及び泉大津において事業実施中、神戸沖処分場が建設中、大阪沖処分場が計画中である。

重点戦略4

県民と行政の情報交流、事業者情報の自主的公開を進める

県からの積極的な情報発信と情報交流の推進

記者発表や環境白書の発行等の既存メディアによる情報公開を徹底することは言うまでもなく、インターネット等の新たな双方向メディアの積極的な利用によって、県民と行政との情報の交流を推進していく。

また、県民や事業者との協議の場として、生産、流通、消費、再生の各界の代表と行政から組織されるごみ会議を引き続き開催し、ごみ減量化や再生利用に係る協議を行っていくとともに、さらなる住民の参画を推進する観点から、政策立

*1 平成3年の廃棄物処理法の改正により新たに設けられた制度。市町や事業者で適正処理が困難な廃棄物の適正かつ広域的な処理を行うため設立された法人を環境大臣が指定する。平成12年の法改正により、指定要件が緩和された。

案等にあたっては、県民の提言等を政策に取り入れるための取組（パブリックコメント^{*1}の募集、NIMBY問題^{*2}の討議等）の拡充を図っていく。

《ごみ会議》

県下6ブロックごとに置かれた地域別ごみ会議において、地域の状況に即したテーマごとに取組を行うほか、全県にわたる課題については、全県組織としての兵庫県ごみ会議において協議を行っている。県全体における取組として、これまで、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（通称：スリム・リサイクル宣言の店）」の選定や買い物袋持参運動の展開等、様々な取組を行ってきた。

事業者情報の自主的公開の促進

事業者が自らの情報を積極的に公開する取組として、近年、環境会計の導入や環境報告書の作成等を行う事業者が増えつつあるが、こうした取組を更に進めていくため、国等の動向も踏まえつつ、自主公開制度の普及拡大を行っていく。

併せて、事業者の公開する情報の客観性を確保し、情報の受け手である県民等に分かりやすい情報とする必要があることから、環境会計に係る統一基準や製品等のライフサイクル全般に渡る環境影響を評価するLCA手法等、客観的評価のための手段を国や諸外国の動向にも配慮しつつ、調査検討していく。

また、平成12年の廃棄物処理法の改正により、多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量と適正処理に関する計画を策定し、都道府県知事に提出し、計画の達成状況を報告するとの制度が置かれた^{*3}ことを踏まえ、その制度の徹底を図るとともに、さらに高い減量化率やリサイクルを推進しようとする事業者に対しては、県と事業者との間において自主的な協定を締結し、事業者に減量化やリサイクルの自主目標値の設定と報告を求め、目標を達成した者には、特に減量化とリサイクルに積極的な事業者として県において広く公表していく。

*1 国や地方自治体が、法律等規制の制定、改廃や、それに係る政令、省令などを定める際に、その案を一般に公表して、広くコメントを求める制度。本来は規制の設定、改廃の際の意見提出手続だが、一般化するにつれ、行政による政策決定における意見募集の手法として、広く用いられつつある。

*2 Not in my Back Yard（私の裏庭にはダメ）の略で、廃棄物処理施設等いわゆる迷惑施設の立地について、必要性は認めるが、私の近所に建てるのは止めてくれという考え方。

*3 法第12条第7項（通常の産業廃棄物の多量排出事業者）、法第12条の2第8項（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）に基づき、1000t/年以上の産業廃棄物、又は50t/年以上の特別管理産業廃棄物の排出事業者が計画策定の対象とされている。

《他の自治体における類似事例》

東京都においては、産業廃棄物の適正処理と減量・資源化を目指し、「産業廃棄物適正処理・資源化推進協定（通称：エコトライ協定）」を、都内の建設事業者等と締結している。協定締結事業者は産業廃棄物に係る管理規定の作成、減量化、資源化に向けた自主目標値の設定等を行い、都は各事業者の目標達成状況を一般公開している。

また、三重県においては、産業廃棄物の排出事業者に「産業廃棄物適正管理計画」を作成させ、自主的に情報公開する取組を進めている。各事業者は、産業廃棄物の排出量と、リサイクル量や管理システム等を盛り込んだ適正管理計画を作成し、計画の進捗状況や成果を自社で公開するほか、県の情報公開窓口を通じて公開している。

重点戦略 5

ごみ処理の従量料金制の推進を図る

家庭から排出される廃棄物としては、過去には生ごみを中心であったが、技術の発達とライフスタイルの変革により多種多様なものへ変化するとともに、その量も増加の一途を辿ってきた。これは、公共サービスとしてごみを無料で集めて処理するという方法が、家庭からの廃棄物を減量化させるインセンティブを有しなかったことに起因するものである。

家庭からの廃棄物を減量化させるための手段として、ごみ処理の有料化、それも廃棄物の排出量に応じて負担額が変わるごみ処理の従量料金制が有効である。本県においても、都市部を除く一部の市町で指定袋制等による有料化が実施されているが、発生抑制や分別のための負担が有料化の負担より小さいことから、ごみ減量化に対する十分なインセンティブとなっていない側面もある。

家庭ごみは一般廃棄物であり、市町が処理責任を有するものであるが、県としては、家庭ごみの減量化を図るためにはごみ処理の従量料金制は有効な手法であるとの考えのもと、県下各市町の協力のもとに、順次これを推進し、全県への拡大を図っていく。

また、有料化の推進には、住民の理解と協力が不可欠であることから、市町との協力のもとに、ごみ処理コストを配慮した適正な料金算定ルールや公開のあり方、有料化により得た財源の用途のあり方等を検討し、有料化の取組が住民合意のもとに拡大するよう支援していく。

〔参考〕 県下市町のごみ収集袋の指定状況（平成10年度）

4市59町で指定袋又はシール制を採用。

(全県の家系系ごみ排出量に占める上記市町の比率は約 9 %)
うち、2 市 2 町では一定枚数まで無料。

2 各主体が取り組むべき戦略

県として重点的に取り組む戦略は上記のとおりであるが、これ以外の戦略を以下に示す。

(1) 物質循環の推進のための戦略

1 - 1

主体	県、国等
項目	環境効率の意義を周知するとともに、その指標の共通化を図る

主体	全事業者（特に製造業者）
項目	環境効率の向上を目的とした事業活動に努める

環境効率とは、製品やサービスの提供にあたっての環境への負荷の比率を示すものであり、持続可能な循環型社会の実現にあたっては、あらゆる活動においてその向上を図っていかねばならない。

このため、県において、様々な機会を通じて環境効率の意義の周知を図り、その向上を促進していくこととする。また、各事業者間における環境効率の達成レベルを比較検討するため、環境効率の算定手法の共通ルールを示し、事業者等に提示していく。

このことに関して、国（環境省）においては、2001年2月、「事業者の環境パフォーマンス指標 2000年度版」を公表し、事業者が自ら発生させている環境への負荷やその対策の成果（環境パフォーマンス）を把握し、比較評価するための指標を示した。事業者において、この指標を採用することにより、環境負荷の低減度合いや環境効率の向上度合いについての情報が提供されることとなる。

事業者においては、その事業活動の推進にあたって、できる限り少ない資源投入量で、製品製造、サービス供給を行うとともに、その製品の使用やサービスの消費を通じて、できる限り、廃棄物が発生しないような製品設計（耐久性や飽きの来ないデザイン等）やサービスのあり方の工夫を行い、継続的な環境効率の向上を図っていく。

また、製品の長期使用を推進するため、部品のモジュール化^{*1}等により修理

*1 （工業製品などで）組み換えを容易にするため規格化された構成単位のこと。例えば、寿命の短い部分をモジュール化し、それを定期的に交換することによって、製品全体の寿命をのばすことも可能である。

の容易な構造とするとともに、修理拠点を拡充し、修理体制の充実を図るほか、部品等の再利用を進める。

《環境効率の向上を目指したソニーの取組》

ソニーは持続可能な循環型経済の発展を目指し、環境対策に対するグループの基本姿勢を示した「中期環境ビジョン」を新たに策定しました。これは2002年度をターゲットに数値目標を定めて進めてきた環境行動計画「Green Management 2002」よりも上位に位置付けられる基本理念から具体的な数値目標までを含む包括的なシナリオであり、ソニーグループとして「環境効率2倍」を目標に掲げます。（プレスリリースより）

1 - 2

主体	事業者（農林水産業者、食品製造業者等）
項目	有機性未利用資源の有効利用を推進する

本県においては、食品関連産業が多く、農林水産業も他府県に比べて盛んである。これらの産業から発生する有機性残渣の多くは、現状では産業廃棄物又は一般廃棄物として処理されているが、これらは飼料や肥料等として利用できるほか、メタン発酵によるエネルギー回収等も可能であるので、物質の性質に応じた幅広い利用のあり方を検討、推進していく。

このことについて、平成12年度に制定された「食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成12年法律第116号）」により、食品循環資源等の再生利用等が促進されると思われる。

《食品リサイクル法の概要》

食品製造業、食品流通業及び飲食業等を業として営む者に対して、食品循環資源（食品廃棄物のうち、飼料や肥料等の原材料となるなど有用なもの）の再生利用及び食品廃棄物の発生抑制と減量化を義務づけている。

食品循環資源の再生利用を促進するための措置として、肥飼料化を行う事業者の登録制度や、食品関連業者と農林漁業者と肥飼料業者の三者一体による再生利用事業計画の認定制度を設け、廃棄物処理法等の特例措置を講じている。

1 - 3

主体	事業者（製造業者、処理業者）、国、県
項目	持続可能な社会の実現を目指した新規技術の開発を行う

事業者は、静脈産業の形成を担う廃棄物処理・リサイクル分野における新規技術の開発や既存技術の改良を進める。

国・県としては、こうした技術開発に対して、補助金の交付や低利子資金の融資等による財政的な支援を行うとともに、ベンチャー企業や大学研究者の有する技術（シーズ）を事業化に結びつけ、技術を持つ者とその技術を活かして事業化を図りたい者との仲介機能の充実を図る。

〔参考〕 新産業創造研究機構（NIRO）の技術支援事業

・技術移転センター

地域の中小企業の事業ニーズを把握し、その実現に必要な大学、国立研究所、大企業の技術、特許を探し出し、移転するとともに、事業化段階まで技術支援を行う。

・大学技術移転機関（TL0:Technology Licensing Office）

国の承認を得て、大学での研究成果を発掘、権利化し、企業への供与、ベンチャー企業の創出支援などの技術移転を行う。

1 - 4

主体	国、県、事業者（処理事業者）
項目	優良な処理業者に係る情報提供（事業者の格付け等）を行う

産業廃棄物の処理にあたっては、一般的に排出事業者から処理業者に対して処理の委託を行っている場合が多い。しかしながら、排出事業者が処理業者を選定するに際しての、処理業者の信頼性等を把握する方法が十分ではないため、結局は廃棄物の性質や性状を無視した価格競争が行われ、安い委託費で処理を請け負った処理業者が不適正な処理を行う場合が少なくない。

平成12年度の廃棄物処理法の改正により、一定の場合に排出事業者の責任が強化^{*1}されたが、現状では、排出事業者が処理業者の能力や信頼性を判断するための手段がないことには変わりはない。

このため、排出事業者に対して、優良な処理・リサイクル業者についての情報を提供し、処理業者選定に便宜を図るとともに、事業能力による競争によって優良な事業者のさらなる育成を図るため、第三者機関等による処理業者の格付け等、新たな情報提供のあり方を進めていく。

*1 排出事業者が適正な対価を負担していないとき、又は不適正な処分が行われることを知っていたが知ることができた場合等の一定の場合には、排出事業者に対して廃棄物の撤去を命じることができるようになった。（廃棄物処理法第19条の6）

《産業廃棄物処理振興財団による「産廃情報ネット」》

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼できる産業廃棄物処理業者に委託することが必要であることから、国の外郭団体である（財）産業廃棄物処理事業振興財団が、都道府県・市及び全国の処理業者の協力を得て、「産廃情報ネット」というシステムを構築し、ホームページ上で公開している。。

同システムは、高機能検索システムを備え、処理業者の許可情報と経営情報を素早く探すことができるとともに、信用調査会社のデータや集計情報も閲覧できる。

1 - 5

主体	国
項目	廃棄物処理業の許可に係る規制緩和（許可期限の延長等）を行う

静脈産業を形成する廃棄物処理業の実施にあたっては廃棄物処理法の許可が必要となるが、現行では、事業遂行能力や信頼性の高い処理業者もそうでない処理業者もその手続きに差はない。廃棄物処理業者の能力や信頼性を高めるためには、優良事業者に対して何らかのインセンティブを与え、事業者間の競争を促進する必要があることから、例えば、許可権者たる知事の判断において、廃棄物処理業の許可期限の延長を可能とする等、廃棄物処理法の規制緩和を国に対して要望していく。

また、広域的に事業を展開しようとする場合、現状ではそれぞれの管轄自治体で許可を取得しなければならないが、一つの自治体で許可を取得すれば、県の調整に基づき、他の自治体には届け出で足りるような規制緩和も併せて要望する。

1 - 6

主体	国、県
項目	廃棄物処理法及び関係法に係る手続きのワンストップサービス化を図る

廃棄物処理業を新たに行うためには、廃棄物処理法の許可だけでなく、建築関係法規、農林関係法規等、各種の法律に基づく手続きを経る必要があり、これらの多岐に渡る行政法規の複雑さのために、新規参入者を阻害していたり、事業開始の目途が立たず、事業実施のリスクとなる場合が少なくない。

新規参入者を増やし、静脈産業を活性化するためには、事業に必要な手続きがすぐ分かるとともに、いつになれば事業化できるか分からないような不透明な手続きを改め、事業実施の可否について一定期間内に判断できることが必要である。このため、各々の法令に基づく申請手続きの窓口を一本化するとともに、一定期間内に（不許可の場合も含め）手続きが完了するようなシステムを構築する。

1 - 7

主体	県民、事業者（製造、流通事業者）
項目	循環に配慮した心豊かなライフスタイルを実現する

資源・エネルギーの投入量等を削減し、環境効率に努めた事業活動に取り組んだとしても、“物質を所有すること＝幸福”という考え方が変わらなければ、社会全体としての環境効率の向上には限界がある。このため、物質的所有と幸福度との関係を絶ち、新たな豊かさのあり方を広く県民に向けて提案し、多様な価値観に基づく心の豊かな社会への誘導を図っていく。

例えば、車を所有するのではなく機能が利用できればよいとするカーシェアリング^{*1}は、物の所有にこだわらず、車の利便性を享受できる取組であるし、さらには、従来の通貨では表しにくかった環境、福祉、教育、文化などの多様な価値を表すための手段として編み出されたエコマネーは、従来の経済的な価値の交換ではなく、善意や心の満足度を地域コミュニティ内で交換するものであり、地域社会において新たな豊かさを創造する取組である。

1 - 8

主体	県民
項目	市町等の定めるルールに従い、分別排出の徹底を図る

主体	県、市町
項目	市町によってばらつきのある家庭ごみの分別排出ルールを統一する

各家庭から排出されるごみは少量他品種であり、いったんまとめてしまえば、その後に分別してリサイクルを行うということが非常に困難となる。このため、

*1 自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用する会員制のシステム。1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及している。

各々の家庭が、貴重な資源を循環させるためのスタート地点であるという意識を持ち、市町等が定める基準に基づき、分別排出を心がけていく。その際には、単に分けて出すだけでなく、汚れを落とす等の定められたルールに従って、適正に排出する。

家庭ごみの収集は市町の事務として行われており、その収集方法は市町が各々定めているが、分別排出のルールは個々の市町でばらつきがある。このため、分別収集品目の多い市町の住民と少ない市町の住民とに不公平感が生じたり、分別の促進についての県下全般に渡る統一的なキャンペーンが浸透しにくい（特に容器包装リサイクル）という問題がある。

分別収集の実施にあたっては、個々の市町ごとの受入施設の有無や人員等の事情があるが、可能な限り県下での分別排出ルールを統一するため、市町や住民等とも協議しながら、分別のあり方についての基本モデルを策定していく。

〔参考〕 県下のごみ分別収集状況（平成10年度）

4 分別（可燃、不燃、粗大、資源）以上の収集を行っている市町
1 4 市 4 1 町

1 - 9

主体	県民
項目	できるだけごみを発生させないような暮らしを行う

買い物の際に買い物袋を持参したり、不要な包装を断る、リターナブル容器の製品を選択する等、日常生活においてごみを発生させない暮らしを心がける。また、生ごみについては、可能な限り家庭内で堆肥化を行う等ごみの減量化に努める。

県においては、ごみ減量化推進国民会議の提唱により、平成7年度から兵庫県ごみ会議の事業として、「マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）」を展開している。

1 - 10

主体	事業者、県民、市町
項目	ごみ減量化、再資源化を推進する店舗等を指定し公表する

過剰包装の中止や店頭回収の実施等、ごみ減量化や再資源化に積極的に取り組んである店舗等を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイク

ル宣言店)」として指定し、これを公表することによって、消費者に事業者の取組を周知するとともに、事業者の積極的な環境配慮行動を促す。

平成7年度から募集を開始し、平成12年7月末現在、1,925店舗が指定されている。

1 - 1 1

主体	事業者（販売事業者）
項目	販売時において、製品への環境配慮事項を消費者に伝達する

製造事業者等が実施した長寿命設計や修理体制の状況が消費者に的確に伝達されなければ、せっかくの長寿命化への配慮が活かされない。こうした情報が消費者に確実に周知されるためには、製造事業者と消費者とをつなぐ流通販売業者の役割が大きい。

このため、これらの事業者にあっては、製品への配慮事項を消費者に的確に伝達するとともに、自らも積極的にこれらの製品を販売するよう努める。

また、逆に消費者の製品に対する要望等を製造事業者にフィードバックしていくという役割も求められる。

1 - 1 2

主体	県民、事業者（全事業者）、国、県、市町
項目	消費活動やオフィス活動においてグリーン購入に努めるとともに、公共工事等において、再生製品等の積極的な使用に努める

円滑な資源循環を実現するためには、再利用される部品や再生された原材料等が再び製造工程に流れ、新たな製品として市場で消費される必要がある。このため、県民はもとより、消費主体としての事業者及び行政（国、県、市町）は、再利用部品や再生原材料を使用した製品等を積極的に購入する。

平成12年度に成立した「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」により、国や地方公共団体等において、グリーン購入の推進が法制化されている。

《グリーン購入ネットワーク》

グリーン購入ネットワークは、グリーン購入の取り組みを促進するため、1996年2月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワーク。2001年2月末現在、企業：1796、行政機関：341、民間(非営利)団体：254の合計：2391団体が会員となっている。

あらゆる製品やサービスに共通するグリーン購入の基本的な考え方をまとめた「グリーン購入基本原則」と、この基本原則に基づいた各商品分野ごとの購入指針として「グリーン購入ガイドライン」を策定、公表している。

《環境物品等の調達に関する基本方針》

平成12年に成立した「グリーン購入法」に基づき、平成13年2月「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」を閣議決定した。この基本方針は、国等における環境物品等の調達の推進に関する基本的方向、国等が重点的に調達すべき物品及び役務の種類（特定調達品目）並びにその判断基準、その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項を定めている。

対象となる物品として、紙類（情報用紙、印刷用紙等）、文具類（シャープペン、ボールペン等）及び機器（いす、机等）のほか、公共工事の建設資材など14分野101品目を選定（例えば、情報用紙である「コピー用紙」の判断基準は、「古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」）している。

地方公共団体については、別途環境物品の調達方針を定めるよう努めることとされている。

(2) 環境負荷の低減とリスク管理のための戦略

2 - 1

主体	事業者（製造事業者）
項目	有害物質を使用しない製品づくり、発生させない製造工程を推進するとともに、有害物質を含む製品等の回収に努める

製品の製造等にあたっては、まず第一に、有害物質の使用及び発生を回避すること、第二に、やむを得ず使用する場合でも、製造工程を通じて発生した副産物は再度製造工程に再投入し、有害物質が外に漏れることのないようにすること、第三に、やむを得ず有害物質を含んだ製品が市場に出た場合でも、消費者がその製品を使用した後に製造者の手元に戻る等、確実に回収されるシステムを構築することに努める。回収されたものは再度製造工程に投入され、閉じたループ内で循環利用することとする。

物質の性質等により、循環利用ができない場合には、適正な処理施設において無害化処理を行うか、適正な保管を行う。

また、P R T R法の対象事業者は、製品安全データシート（M S D S）^{*1}の作成、指定化学物質及び移動状況の把握と報告という法に定められた義務を適正に行う。

2 - 2

主体	事業者（製造事業者、処理事業者）
項目	排出事業者責任を徹底し、不法投棄等の未然防止に努める

不法投棄等の発生原因として、廃棄物の排出事業者から安い価格で処理を請け負い不法投棄を行っている場合が多いことから、排出事業者と処理事業者との委託関係において、徒に安い価格で契約する等、不法投棄等を招くおそれのある事態は避けるように努める。

また、排出事業者として、その廃棄物の最終処分に至るまでの確認を徹底し、説明責任を果たすよう努める。

*1 化学品ごとに、その性状、取り扱い上の注意等の情報を記載したもの。

主体	県、市町、県民
項目	行政と県民とが協力した不法投棄等監視システムを築く 不法投棄物の迅速な撤去のためのシステムを築く

不法投棄や野焼き等の不適正処理は、周辺環境への汚染の恐れがあるほか、違法な抜け道を生じて循環システムの破綻をも招きかねない行為でもあるので、迅速かつ厳正な対処が求められる。しかしながら、広範な県土を全て行政機関が監視するには限界があるので、住民等の協力を得た広範な不法投棄等の監視体制を構築する。

また、県の地方機関に専任の不法処理監視員を配置し、県民、県警とも一体となった不法処理の防止対策を行う。

《環境モニター制度（兵庫県警）》

産業廃棄物などを不法に処理する犯罪が増加しているのを受け、兵庫県警は2000年4月より、市民ボランティアに不法投棄の見張り役を委託し、不審な事態に気付けば警察に通報してもらう制度（「環境モニター制度」）を導入した。日ごろから不法投棄の舞台になりがちな山林や河川、海などで仕事する農林漁業者や港湾関係者らから選んだ130人が、日常の業務などを通じてごみにまつわる不正をチェックする。

また、不法投棄された物をそのまま放置することによる周辺環境への影響を軽減するため、不法投棄物の迅速な撤去が必要であるが、不法投棄の撤去には相当の費用がかかり、特に、土地所有者と不法投棄者とが異なる場合等にはその費用の捻出が容易ではない。このため、公的資金による助成をも含めた不法投棄物の早期撤去のためのシステム作りを推進する。

《適正処理推進センターによる支援制度》

都道府県等が、生活環境保全上の必要から、不法投棄された産業廃棄物の原状回復事業を行う場合で、投棄者が不明又は資力不足の場合、適正処理推進センター（（財）産業廃棄物処理事業振興財団が指定されている）の基金の範囲内で、その原状回復に要する経費に対して資金の提供を行う制度。平成9年の廃棄物処理法の改正により、制度化された。

主体	国、県、事業者
項目	P C B等の適切な処理を推進する

P C Bは昭和47年に製造が中止され、回収が行われたが、その処理方法が確立していなかったため、回収したP C B使用製品等がそのまま保管されている。保管が相当長期間に及んでいるため、滅失している事例も散見され、その早期の処理が求められている。

このため、国による法制化（平成13年の通常国会に、P C B廃棄物の適正処理を図るため法案が審議されている。）の動向や、処理施設の建設予定等も踏まえながら、事業者とも協力して、P C Bの適正処理を推進する。

《P C B廃棄物適正処理推進特別措置法案の概要》

正式名称は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案」。

同法では、国がP C B廃棄物処理基本計画を策定し、これに基づき都道府県が処理計画を策定。事業者には、P C B廃棄物の保管・処分状況を都道府県知事に届け出ること、政令で定める期間内に処分することを義務づけている。

(3) あらゆる主体の参画と協働のための戦略

3 - 1

主体	県民
項目	行政や事業者の公開する情報を様々な階層に理解しやすいよう加工する

行政や事業者の公開したデータには、専門的知識を要するものも多く、そのまま県民に公開しても、十分なコミュニケーションが図られにくい。

第一義的には、情報の発信者たる行政や事業者において、専門的な情報を加工し、分かりやすいものとするのが重要である。ただし、行政や事業者による情報加工は時間的にも能力的にも困難な場合が多い上、情報発信者側に都合のよい加工がなされる可能性も否定できない。

このため、県民やNPOの中には、行政機関や事業者以上に専門的知識を有する者もあり、これらの者の手を介することにより、発信された様々な情報を、様々なレベルに応じた形に加工（情報の翻訳）し、広く県民の理解を深めていく。

《環境カウンセラー制度》

環境カウンセラーとは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言など（＝環境コンサルティング）を行う人材として、環境庁の行う審査を経て登録された者。市民や市民団体を対象とした「市民部門」と、事業者を対象とした「事業者部門」に分けて登録されている。

《環境アドバイザー制度》

（財）ひょうご環境創造協会では、環境庁登録の県内の環境カウンセラー等を環境アドバイザーとして委嘱し、県民向けの環境配慮行動の啓発指導、県民活動への相談・指導等のための派遣を行っている。

3 - 2

主体	市町、事業者、県民
項目	リスクコミュニケーションの推進を図り紛争の解決を図る

廃棄物処理施設の建設を巡る紛争等、県民等と行政・事業者等の間に対立関係がある場合には、双方の情報を共有しながら信頼関係を築き、双方が許容で

きるリスクの範囲を探っていくという、いわゆるリスクコミュニケーションの手法が有効であることから、県民に適切なリスク情報を提供して、理解を得ながら相互の信頼関係を築いて、双方が許容できるリスクの範囲を探り出し、問題の解決を図っていくこととする。

この場合の重要な点は、行政や事業者側が、情報を公開しなければどういう弊害を招くのかということ認識するとともに、どの範囲の県民を対象としてコミュニケーションを図るのかということを確認しておくということである。

〔参考〕

県においては、市町等の設置する一般廃棄物処理施設の新増設にあたり、市町が責任を持つて的確な対応ができるよう「一般廃棄物処理施設設置マニュアル」を策定した。その中で、施設設計や環境保全上の措置と並んで、一章を割いて、住民の理解と協力・意見反映に関する手続きを置いている。

3 - 3

主体	県、市町、県民、
項目	学校教育及び社会教育における環境学習の機会と場を確保する

児童や生徒は、将来の社会の担い手であり、可塑性も高いので、学校教育における環境学習の機会を充実を図ることは非常に重要である。

このため、全ての学校等で等しく環境学習の機会を享受できるように、県において汎用性のある（体験的な教育にも配慮した）教育プログラムや教材等を作成する。また、教え手としての教員の養成はもとより、教員以外の者（事業者やNPO代表等）による教育も可能となるようなプログラム作りに努める。

校外での環境教育の拠点として、市町の処理施設やリサイクルプラザ、企業の先進的な施設等の見学ルートの整備も進めていく。

学校教育以外にも、社会のあらゆる階層を対象にあらゆる機会を通じて環境学習の機会が確保されていることも併せて重要である。

このため、既存の社会教育の場のさらなる活用を図るとともに、汎用的な環境学習プログラム、学習指導者リストの作成等を行う。

また、行政主導ではなく、住民自身の創意と工夫により、環境学習の場を持つことは地域自律型社会の推進の観点からも有益であるので、住民自身の手による学習機会を企画し、コーディネートするような人材の育成を図るとともに、こうした活動に対する財政的な支援を行う。

主体	国、県
項目	NPOの活動基盤を強化する

NPOは、地域自律型社会を担う重要な社会主体であるが、資金や人材等の基盤が弱い団体が多く、現状では、十分な活躍ができていない。このため、税財政上の優遇措置や人材の育成等により、NPOの活動基盤の強化を図る。

平成13年度の税制改正においては、NPO法の認証を受けた法人のうち、国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附金に係る所得税、法人税、相続税の特例措置が新設された。

《NPO法の概要》

正式名称は、特定非営利活動促進法。環境保全ほか法の定める非営利活動を主たる目的とする団体で一定の要件を満たすものは、国又は都道府県に対して設立の申請を行うことができる。認証後、登記を経ることによって法人として成立し、法律上の権利主体となることが可能となる。（平成13年3月現在で、全国で3800団体が認証されている。）

認証後の法人の義務としては、会計原則に則った会計処理、事業報告書の提出等がある。

(4) 新たな仕組みづくりのための戦略

4 - 1

主体	国、県、事業者
項目	(廃棄物の定義についての見直しが行われるまでの間) 再生利用事業者指定制度等の既存制度を積極的に活用する

既存の法体系の枠組みの中で、再生利用を行うことを目的として廃棄物処理業の許可を不要とする制度としては、厚生大臣の認定に係る「再生利用認定制度」（廃棄物処理法第9条の5の2、第15条の4の2）、都道府県知事が指定する「再生利用事業者指定制度」（廃棄物処理法第14条第1項但書及び第4項但書、同法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号）等がある。

このため、県としては、生活環境への影響等も考慮しながら、当該制度の関係事業者への周知を図り、制度の積極的な活用を図っていく。

併せて、国に対しては、再生利用認定制度の対象品目と対象用途の拡大を要望していく。

〔参考〕

再生利用認定制度

根拠法令：廃棄物処理法第9条の5の2、第15条の4の2

認定者：厚生大臣（省庁再編後は環境大臣）

認定対象：自動車用廃タイヤ（セメント原料）、
掘削工事から発生する無機汚泥（高規格堤防の築造材）、
廃プラスチック（高炉製鉄の還元剤）

再生利用事業者指定制度

根拠法令：廃棄物処理法第14条第1項但書及び第4項但書、
同施行規則第9条第2号、第10条の3第2号

指定者：県知事

指定実績：木くずを銭湯の燃料として再生利用すること、
動物のふん尿を農用地に還元して再生利用すること

4 - 2

主体	国、県
項目	廃棄物の定義や一廃・産廃の区分の見直しを求める

廃棄物処理法では、廃棄物を「他人に有償で売却することができないため不要になった物」（廃棄物処理法の運用に係る厚生省環境整備課長通知）と定義

しているが、経済情勢や占有者の主観的判断により対象物が左右されるのは不安定である。物質循環を推進する立場から考えるならば、物質の性状等により、客観的な基準を定めるべきである。循環型社会形成推進基本法において、新たに「循環資源」という概念が登場したことも踏まえ、廃棄物の定義の見直しを国に対して求めていく。

《行政改革推進本部規制改革委員会における論点》

「リサイクル促進等の観点から廃棄物の定義の見直し」

論点：廃棄物の定義は、廃棄物の発生抑制、リサイクル促進の観点から見直すべきではないか。

説明：廃棄物の定義として、「他人に有償で売却できないために不要になった物」という定義は、分かりやすいという点では評価できるが、同じものであっても社会経済情勢により有価になったり無価あるいは逆有価になったりする場合があります、定義として不安定である。法規制の対象となるものの定義が不安定であるのは問題であり、列挙型記述等により明示すべきである。（以下略）

また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、現行では、排出者による区分をしているが、物質循環を推進する立場から考えて、使用済み製品の材質、利用形態等に鑑み、その区分と責任主体を見直すよう、国に対して求めていく。

例えば、市町が処理責任を負う家庭系廃棄物、排出者が処理責任を負う事業系廃棄物、製造事業者等が回収と処理責任を負う製品廃棄物という区分が考えられる。

4 - 3

主体	市町
項目	一般廃棄物処理事業における民間活力の活用を図る

一般廃棄物の処理は、各家庭から排出される廃棄物を衛生的に処理するという公衆衛生の観点から市町が実施してきたが、地域住民への説明責任を果たすという観点からは、事業の効率性が強く求められることとなる。

このため、一般廃棄物処理についての責任は市町にあるとしても、事業実施にあたっては、PFI事業^{*1}の導入を図る等、民間の資本や経営能力等を積極的に活用し、最小のコストで最大の便益を得られるように努めていく。

*1 Private Finance Initiativeの略。11頁の脚注を参照のこと。

なお、民間事業者に事業実施させる場合には、民間事業者の活力を十分に引き出すため、産業廃棄物や他地域の一般廃棄物の受け入れを認めることや会計年度独立の原則を取る地方自治体の財務会計とのギャップ（委託契約を毎年行う必要がある）を埋めることが必要であり、このための規制緩和を国に対して求めていく。

4 - 4

主体	国、県、市町、事業者
項目	経済的手法として、地方環境税やデポジット制度等の導入を進める

地方分権推進の一環として地方税法が改正され、法定外普通税が国の許可制から事前協議制に緩和され、法定外目的税が新たに設けられた。これを踏まえ、廃棄物の発生抑制、再資源化等を促進するための地方環境税の導入に向け、検討を進める。

〔参考〕 他の自治体で検討されている主な地方環境税

東京都杉並区……レジ袋税等

三重県ほか……産業廃棄物埋立税

また、飲料容器等、あるいは有害物質を含有する製品（自動車バッテリーや電池類）等の回収方策として、デポジット制度の実施が有効である。ただし、限られた地域内での実施では十分な成果が得られないため、国レベル、での対応を図る必要があるため、国における検討状況（循環型社会形成推進基本法において、国は経済的負担措置の調査研究を行うこととされた。）を見極めつつ、デポジット制度の導入に向けた検討を進めていく。

4 - 5

主体	国、県、事業者
項目	拡大生産者責任を取り入れた既存の法律（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等）による取組を徹底する

飲料製造業者等に再商品化の義務を課している容器包装リサイクル法、家電製造業者等に再商品化の義務を課している家電リサイクル法は、拡大生産者責任の考えを取り入れたものと評価できる。

ただし、容器包装リサイクル法では、再商品化義務は事業者が負うものの、回収義務が市町にあるため、事業者の負担に比べて市町の負担が重いこと、家電リサイクル法では、再商品化等の費用が排出時負担となっており費用の

価格への内部化がなされていないこと等の問題点が指摘されており、こうした問題の解決を図るよう国に対して要望していくとともに、法律に定められた事業者の責任が達成されるよう法の完全実施を推進していく。

また、容器包装廃棄物については、販売事業者としての責任を全うするとの観点から、販売店における店頭回収と再資源化を推進する。

さらに、自動車やOA等、製造者に引取義務等を課す法律の検討が進められていることから、これらの動向を見極めつつ、法律に基づく取組の徹底を図るとともに、法の趣旨を徹底するための県独自の取組を推進する。

《その他の個別リサイクル法の動向》

廃自動車については、産業構造審議会（廃自動車処理・再資源化小委員会）において、リサイクル促進策の検討が進められている。

パソコンについては、産業構造審議会（廃棄物・リサイクル部会 企画小委員会 パソコン3R分科会）及びパソコン等リサイクル検討会の報告を受け、資源有効利用促進法に基づく「指定再資源化製品」（製品の使用后、その製造業者等が製品の自主回収を行い、再資源化をすることが必要なものとして政令で定めるもの）等として指定されたところである。

なお、兵庫県においては、家電リサイクル法を補完する県独自の取組として、廃家電の回収システムを整備し、その推進を図っている。

家電リサイクル法を補完する回収システム（兵庫方式）について

家電リサイクル法では、家電販売店と市町に家電の引取義務を、製造メーカーに再商品化義務を課しているが、家電リサイクル法の趣旨からは、家電の引取を販売店に一元化するとともに、製造メーカーの手に渡る家電の回収量を高めていく必要がある。このため、県が、市町や事業者等と連携協力して、家電の効率的な回収システムの構築を図る。

第5章 戦略の具体化に向けた取組

1 兵庫県廃棄物処理計画の策定

第4章までにおいて、本県における廃棄物・リサイクル対策の目指すべき社会像とそれに向けた基本的方策及び戦略について記述してきたが、こうした戦略を具体的に進めていくためには、個々の戦略目標を実施計画として具体化し、それを実行し、評価することが必要となる。

具体的な実施計画としては、廃棄物処理法により新たに義務づけられた「都道府県廃棄物処理計画」が効果的なツールとなる。廃棄物処理計画は、国の定める基本方針に基づいて、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を定めるものとされており、その計画の内容は、法律の規定によれば、次のとおりである。

- | | |
|------------|---|
| 計画期間 | 5カ年 |
| 計画に定めるべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生量、再生利用量、中間処理量、最終処分量等の現状と目標 ・ 廃棄物処理施設の整備、必要な体制確保に係る事項 ・ その他、廃棄物の減量化、適正処理に必要な事項 |

国が定める基本方針（案）により示された一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化等の目標量は次表のとおりである。

〔参考〕 廃棄物の減量化目標値

一般廃棄物の減量化の目標量 (百万t/年)

年 度	平成9	平成17	平成22
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9	10	12
中間処理による減量	35	34	31
最終処分量	12	7.7	6.4

産業廃棄物の減量化の目標量 (百万t/年)

年 度	平成9	平成17	平成22
排出量	410	439	458
再生利用量	168	205	217
中間処理による減量	175	197	211
最終処分量	66	36	30

小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 兵庫県物質循環計画の策定

当面の具体策については都道府県廃棄物処理計画によることとするが、同計画では、廃棄物となった後のフローしか把握できないという限界がある。資源の投入から、生産・流通等の各段階を経て、再生あるいは最終処分に至るまでの物質の循環フローを明らかにして、健全な物質循環システムを構築していくため、将来の目標として、「兵庫県物質循環計画（仮称）」の策定を進めていくこととする。

このため、事業者や市町と連携して、その計画のあり方と調査手順等について、協議検討を進めていくこととする。